

令和 7 年 2 月 28 日

大洗町地方卸売市場の買受人承認申請について

買受人になるには

- (1) 卸売業者から生鮮水産物及び加工水産物を買受けようとする者は、町規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならない。(大洗町地方卸売市場条例第 19 条第 1 項)
- (2) 買受人は卸売業者(大洗町漁業協同組合)に保証金を預託しなければならない。(同条例第 22 条)

買受人になれないもの

買受人として承認を受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、承認をしないものとする。(同条例第 19 条第 3 項)

- (1) 必要な知識及び資力信用を有しない者
- (2) 暴力団、暴力団員及び暴力団の維持管理に協力し、又は関与する者

買受人承認申請手順

- (1) 買受人の承認申請書を町に提出

買受人の承認を受けるためには、買受人承認申請書(様式第 12 号)に、次の書類を添えて町(農林水産課・水産振興係)に提出する。(同規則第 12 条)

申請者が個人である場合	申請者が法人である場合
ア 住民票の写し	ア 定款及び登記事項証明書
イ 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)	イ 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
ウ 買受見込額	ウ 買受見込額
エ 履歴書	エ その他町長が必要と認める書類
オ その他町長が必要と認める書類 (別紙参照)	(別紙参照)

※住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書は原本(申請日から 3 カ月以内のもの)を提出。
定款は写しでも可。

- (2) 買受人承認書等の受理

買受人として承認をした場合、町から買受人承認書(様式第 14 号。「以下「承認書」という。」)及び買受人章を交付します。(同規則第 13 条第 1 項)

- (3) 卸売業者(大洗町漁業協同組合)との売買契約の締結

買受人は、承認書を卸売業者に提示して売買契約を締結しなければならない。(同規則第 13 条第 2 項)

問 い 合 せ

農林水産課水産振興係 Tel : 029-267-5173 Mail : nousui@town.oarai.lg.jp

別 紙

令和 7 年 2 月 28 日
農林水産課水産振興係

その他町長が必要と認める書類について

大洗町地方卸売市場で取引を行った生鮮魚介類を衛生的で安全な食品として提供、加工、流通で
きることを確認するために、食品衛生許可証の写しをその他町長が必要と認める書類として町に提
出。（営業許可の一例については下表を参照）

※営業を行う施設が所在する最寄りの保健所で、施設の営業許可を取得する。

営業許可種類	内 容
魚介類販売業	店舗を設けて鮮魚介類を販売する営業
魚肉ねり製品製造業	魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉ベーコン、かまぼこ等魚肉を主 要原料として製品を製造する営業
食品の冷凍又は冷蔵業	魚介類を冷凍又は冷蔵する営業、冷凍食品を製造する営業
水産製品製造業	魚介類その他の水産動植物を主原料とする食品を製造する営業
飲食店営業	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業

※上記以外に必要と認める書類を提出していただく場合もございます。